

随意契約理由書

件名	資源リサイクルセンターパレタイザシステム整備	
契約の相手方	株式会社トータルシステムズ	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項2号に該当	
随意契約の理由	<p>資源リサイクルセンターは、神戸市内から収集された空缶・空びん・ペットボトル(資源ごみ)をスチール缶・アルミ缶・無色びん・茶色びん・その他色びん・ペットボトルに選別し、再生資源としてリサイクルするための施設である。その処理工程は、選別機、搬送コンベヤ、プレス機等の機器により順次選別・圧縮などの一連の処理となっており、一部でも機器が故障すると、システム全体が停止して処理ができなくなる。</p> <p>本業務は、この資源リサイクル処理を構成する、パレタイザシステム(アルミ缶やスチール缶を圧縮した後の成形品を搬送、積上げを行う設備)を整備するものであり、パレタイザシステムに関する部品の調達及び運転調整が必須となる。</p> <p>上記業者は、同設備の設計・製作・据付を行った業者であり、パレタイザシステムの整備は同社でしか掌握できないため、同業者でなければ今回の整備は実施出来ない。</p> <p>よって、上記業者と随意契約を行うものである。</p>	
担当部署 (問合せ先)	環境局事業部施設課	(電話番号 078-595-6164 内線:3614)